

# 第32回成田市農業委員会総会議事録

平成29年2月23日

成田市農業委員会

1. 開催日時 平成29年2月23日(木)  
午後1時31分から午後3時15分

2. 開催場所 成田市役所 6階 大会議室

3. 定数及び現員 定数29名 現員29名

4. 出席委員 27名

議長	根本喜久治	15番	加藤衛
1番	根本正康	16番	高木勲
2番	加瀬雅英	17番	瀧澤きみ子
3番	岩澤貞男	18番	鳥羽陽一
4番	円城寺芳夫	19番	大隅英樹
5番	檜垣金一	21番	成毛孝
6番	若松義幸	22番	櫻井浩子
7番	川崎貞男	23番	伊藤勝
9番	小川明一	24番	岡野政男
10番	齊藤均	25番	朝倉けい子
11番	岩立隆	26番	佐藤芳明
12番	菅澤誠	27番	石原喜久勇
13番	水野健治	28番	荒居和恵
14番	大木清志		

5. 欠席委員 2名

8番	根本秀夫	29番	飯笹雄次
----	------	-----	------

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 平成28年度第12次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 利用状況調査の結果について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長	木内悦夫
農地係長	土屋祐介
振興係長	堂本周助
主査	平山美登
主査	高木信一

(午後1時31分開会)

○議長 ただ今の出席委員は27名です。欠席委員は8番 根本秀夫委員、29番 飯笹雄次委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第32回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、1月の総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布いたしました諸般の報告のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により議長において、7番 川崎貞男委員、9番 小川明一委員の兩名を指名いたします。また、書記に堂本係長を任命します。

本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 平成28年度第12次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 利用状況調査の結果について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案5件、報告4件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 3ページをお開き願います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。全体で9件の申請がございました。

①売買でございます。5件の申請がございました。1番、荒海にお住いの譲受人が、荒海にお住いの譲渡人が所有する、荒海の田1筆、2, 918㎡を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「自宅に近く耕作に便利な農地を取得し、農業経営を拡大したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「申請地を譲渡し、農業経営を縮小したい」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、八代にお住いの譲受人が、八代にお住いの譲渡人が所有する、八代の田1筆、75㎡を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「自作地と一体の区画となっているため取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢のため、申請地を譲渡し、農業経営を縮小したい」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

4ページでございます。3番、飯岡にお住いの譲受人が、区有地として譲渡人3名で共有する、幡谷の田1筆、1, 591㎡を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「農地を取得し、農業経営の規模を拡大したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は「区有地である申請地を処分したい」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

4番、台方にお住いの譲受人が、台方にお住いの譲渡人2名で共有する、下方の畑1筆、485㎡を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は「自宅に近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者もいないため、申請地を譲渡し、農業経営を縮小したい」というもので、総会資料4ページに案内図がございます。

5ページをお開き願います。5番、下方にお住いの譲受人が、台方にお住いの譲渡人2名で共有する、下方の畑1筆、472㎡を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「自作地に隣接し、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者もいないため、申請地を譲渡し、農業経営を縮小したい」というもので、総会資料4ページに案内図がございます。

6 ページでございます。②贈与でございます。2 件の申請がございました。1 番、印旛郡栄町にお住いの受贈者が、佐倉市にお住いの親戚である贈与者が所有する、佐野の田 1 筆、6 2 8 m<sup>2</sup>を、贈与により取得したいという申請でございます。受贈者の事由は「自宅に近い農地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は「高齢で後継者もいないため、申請地を譲渡し、農業経営を廃止したい」というもので、総会資料 5 ページに案内図がございます。

2 番、伊能にお住いの受贈者が、伊能にお住いの父である贈与者が所有する伊能の田 9 筆、畑 2 筆、合計 1 1 筆、8, 3 6 5 m<sup>2</sup>を、贈与により取得したいという申請でございます。受贈者の事由は「父より農地の贈与を受ける」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は「農業後継者である子に、申請地を贈与する」というもので、総会資料 6 ページと 7 ページに案内図がございます。

7 ページをお開き願います。③使用貸借権の設定でございます。1 件の申請がございました。1 番、横山にお住いの借受人が、貸付人である同居の父が所有する、横山と馬乗里の畑 7 筆、1 9, 5 7 2 m<sup>2</sup>に、使用貸借権を設定したいという申請でございます。借受人の事由は「父と設定した使用貸借権が終期を迎えるため、再設定する」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。貸付人の事由は、「子と設定した使用貸借権が終期を迎えるため、再設定する」というもので、続き経営移譲年金を受給するための、使用貸借権の再設定でございます。総会資料 8 ページに案内図がございます。

④貸借権の設定でございます。1 件の申請がございました。1 番、賃借人である匝瑳市の法人が、大室にお住いの賃貸人が所有する、大室の畑 1 筆、8, 4 7 2 m<sup>2</sup>に、貸借権を設定し、ブルーベリーを作付したいという申請でございます。賃借人の事由は、「農地を借り受け、農業経営の規模を拡大したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。賃貸人の事由は、「高齢で後継者もいないため、申請地を貸し付けたい」というもので、総会資料 9 ページに案内図がございます。

以上で議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 次に、①売買について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 3 条①売買の 1 番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準の第 1 号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第 5 号の「経営面積の合計が 5 0 a 以上であること」につ

いては要件を満たしております。許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日未満であります。その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており「農作業に常時従事すること」の要件を満たすものと判断されます。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、1番は田を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。

①売買の2番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから、許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、田を取得し水稻を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。補足説明をさせていただきますが、隣接の水田につきましては、昨年の6月総会において許可をいただき、同じ今回の譲渡人から取得したものでございます。

①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日未満であります。その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、「農作業に常時従事すること」の要件を満たすものと判断されます。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、3番は田を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断さ

れます。以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらぬと判断いたしました。補足説明をさせていただきますが、幡谷松ヶ崎地区にて、会議を開いて区有地の処分を決定し、その委任状もいただいております。当初は、5人共有の区有地でしたが、現在は、3人共有となっております、それを処分するものでございます。

①売買の4番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから、許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の4番は、畑を取得し枝豆を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の4番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらぬと判断いたしました。

①売買の5番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており「農作業に常時従事すること」の要件を満たすものと判断されます。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の5番は、畑を取得し枝豆を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の5番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらぬと判断いたしました。補足説明をさせていただきますが、隣接の畑につきましては、昨年10月総会にて許可をいただき、別の方から取得して管理しております。今回、許可になりましたら、隣接ですので、この春から合わせて枝豆を作付するとのことです。

なお、認定農業者の方は、おりません。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。



(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 去る2月17日、午後1時から、402会議室におきまして、第3小委員会を開催いたしました。委員7名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、現地調査及び事前審査を行いました。それでは、報告に入ります。

議案第1号、3条①売買の1番につきましては、申請地は、県道・成田 滑河線から北側に入った、荒海川に近い、市道表荒海川線に隣接した農地で、現状は、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の1番は可決されました。

次に、①売買の2番について、小委員会報告をお願いします。

(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 ①売買の2番につきましては、申請地は、成田新高速鉄道近くの市道八代玉造線に隣接した農地で、現状は、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の2番は可決されました。

次に、①売買の3番について、小委員会報告をお願いします。

(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 ①売買の3番につきましては、申請地は、JR成田線に近い、市道幡谷4号線の南側に位置する農地で、現状は、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の3番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の3番は可決されました。

次に、①売買の4番について、小委員会報告をお願いします。

(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 ①売買の4番につきましては、申請地は、国道464号から東側に入った市道赤坂台方線の南に位置する農地で、現状は、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の4番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の4番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の4番は可決されました。

次に、①売買の5番について、小委員会報告をお願いします。

(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 ①売買の5番につきましては、申請地は、国道464号から東側に入った市道赤坂台方線の南に位置する農地で、現状は、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の5番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の5番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の5番は可決されました。

続いて、②贈与について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 3条②贈与の1番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから、許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、1番は田を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから贈与の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。補足説明させていただきますが、受贈者と贈与者は、受贈者が本家になり、親戚関係になるとのことでした。

3条②贈与の2番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから、許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、住所は異なりますが、至近距離にお住まいであり、同一世帯に見なせるため、該当ありません。以上のことから贈与の2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。補足説明させていただきますが、昭和61年5月に、贈与者は、経営移譲年金を受給するため、受贈者に使用貸借権の設定により農業経営を移譲し、現在、農業者年金を受給しておりますが、その農地をすべて贈与するものでございます。それから、税法上は、生前一括贈与ではなく、相続時精算課税を選択するとのこと。贈与税の特別控除額2,500万円が適用されます。また、相続時に贈与税を含めて精算されます。

なお、認定農業者の方は、おりません。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、②贈与の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 ②贈与の1番につきましては、申請地は、栄町の興津集落に近い、市道北羽鳥安食停車場線の北側に位置する農地で、現状は、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②贈与の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②贈与の1番は可決されました。

次に、②贈与の2番について、小委員会報告をお願いします。

(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 ②贈与の2番につきましては、申請地は、市道福崎長岡線の北側と南側に位置する農地及び県道郡停車場大須賀線の北側と南側に位置する農地で、現状は、田として管理され、畑として耕作されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②贈与の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②贈与の2番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②贈与の2番は可決されました。

続いて、③使用貸借権の設定について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 3条③使用貸借権の設定の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率

的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから、許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、同一世帯のため該当ありません。以上のことから使用貸借権の設定の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断をいたしました。補足説明させていただきますが、平成13年3月に農業者年金を受給するために、10年間の使用貸借権の設定を行い、経営移譲を行いましたが、その期限が切れておりますので、今回は、20年間の使用貸借権の設定を行うものでございます。

なお、認定農業者の方はおりません。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、③使用貸借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 ③使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、県道佐原多古線から西側に入った、借受人及び貸付人の自宅近くに位置する農地で、現状は、畑として耕作及び管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③使用貸借権の設定の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③使用貸借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、③使用貸借権の設定の1番は可決されました。

続いて、④貸借権の設定について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 3条④貸借権の設定の1番につきましては、匝瑳市で平成28年11月28日に設立された農地所有適格法人が賃借により農地を借りる申請でございます。先月、匝瑳市農業委員会にて、農地法第3条の許可により、田3,093㎡、畑1,944㎡、合計5,037㎡を賃借しております。この農地については、田は水稻、畑は今回の申請と同様にブルーベリーを作付する予定になっているとのことでした。また、この21日

に、富里市農業委員会において、農地法第3条の許可により、富里市御料の畑、1万1,114㎡を売買にて取得しております。これにつきましても、ブルーベリーを作付することです。法人形態は株式会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物の生産と販売が目的欄に記載されております。構成員は3名、議決権要件は、議決権の数の合計500口の内500口を有しているため議決権の割合は100%であり、総数の2分の1超を満たしております。また、業務執行権要件は、取締役3名が法人の農業に常時従事しております。このことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから基準の第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、畑を取得し、ブルーベリーを作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから賃借権の設定の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、認定農業者はいらっしゃいません。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、④賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 ④賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、市道・芝 昭栄線に隣接した農地で、現状は、草が生えており、一部、小石が入っておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、④賃借権の設定の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、④賃借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、④賃借権の設定の1番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 8ページでございます。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、でございます。2件の申請がございました。

1番、伊能にお住いの申請人が、伊能の田1筆、1,098㎡を、「太陽光発電施設用地」として転用したいという申請でございます。総会資料10ページに案内図、11ページに公図の写しがございます。

2番、小泉にお住いの申請人が、大室の畑1筆、1,586㎡を、「太陽光発電施設用地」として転用したいという申請でございます。総会資料12ページに案内図、13ページに公図の写しがございます。

以上で議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

○議長 続きまして、1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 4条の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、太陽光発電施設用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、平成29年4月1日着手、5月31日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、経済産業省より設備認定済みとなっております。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地で、整地のみを行い、事業区域内の自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 議案第2号、4条の1番につきましては、申請地は、大須賀小学校の北側に隣接する農地で、現状は田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、1番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

続きまして、2番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 4条の2番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、太陽光発電施設用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、平成29年5月15日着手、5月31日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、経済産業省より設備認定済みとなっております。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地で、整地のみを行い事業区域内の自然浸透とする予定ですが、現場の状況により盛土または濠を設置する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 4条の2番につきましては、申請地は、市道土室大室線の南側、大室保育園の東側に位置する農地で、現状は畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、2番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)



○議長 挙手全員でございます。よって、2番は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 9ページをお開き願います。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。全体で12件の申請がございました。

①売買でございます。1件の申請がございました。1番、譲受人である高の法人が、名木にお住いの譲渡人が所有する、名木の畑、1筆、3,786㎡を、売買により取得し、「資材置場用地」として転用したいという申請でございます。総会資料14ページに案内図、15ページに公図の写しがございます。

②使用貸借権の設定でございます。8件の申請がございました。1番から3番は、同じ借受人による同一事業ですので、まとめてご説明いたします。借受人である香取市の法人が、1番は一坪田にお住いの貸付人が所有する、一坪田の畑1筆、2,037㎡の内264㎡、2番は横山にお住いの貸付人が所有する一坪田の畑1筆、2,010㎡、3番は伊能にお住いの貸付人が所有する一坪田の畑1筆、1,833㎡の内1,261㎡、合計3筆、5,880㎡のうち3,535㎡に、それぞれ使用貸借権を設定し、土砂等の利用による「農地造成用地」として、平成32年3月31日まで一時転用したいという申請でございます。総会資料16ページに案内図、17ページに公図の写しがございます。

4番、借受人である長沼の法人が、長沼にお住いの貸付人が所有する、長沼の田、現況畑1筆、776㎡に使用貸借権を設定し、「太陽光発電施設用地」として転用したいという申請でございます。総会資料18ページに案内図、19ページに公図の写しがございます。

5番、大室にお住いの借受人が、貸付人である夫が所有する、大室の畑、現況山林1筆、1,182㎡に、使用貸借権を設定して、「太陽光発電施設用地」として転用したいという申請でございます。総会資料20ページに案内図、21ページに公図の写しがございます。

11ページをお開き願います。6番、借受人である成田市長が、貸付人である古込の法人が所有する、駒井野の畑4筆、合計3,097㎡を借り受け、花見やゴールデンウィークなど、さくらの山の来場者が多い時期の駐車場不足に対応するため、「臨時駐車場

（普通車90台分）用地」として、平成29年5月12日まで、一時転用したいという申請でございます。総会資料22ページに案内図、23ページに公図の写しがございます。

7番、高岡にお住いの借受人が、貸付人である同居の祖父が所有する、高岡の畑1筆、257㎡に使用貸借権を設定して、「専用住宅用地」として転用したいという申請でございます。総会資料24ページに案内図、25ページに公図の写しがございます。

8番、許可後の計画変更承認でございます。借受人である東京都足立区の法人が、前林にお住いの貸付人が所有する、前林の田6筆、7,631㎡に、使用貸借権を設定して、土砂等の利用による「農地造成用地」として、本年3月31日まで一時転用の許可を受けていましたが、予定していた土量を確保できなかったため、一時転用の期間を平成30年3月31日まで、1年間延長したいという申請でございます。総会資料26ページに案内図、27ページに公図の写しがございます。

12ページでございます。③賃借権の設定でございます。3件の申請がございました。1番と2番は、同じ賃借人による同一事業ですので、まとめてご説明いたします。長沼にお住いの賃借人が、1番は大竹にお住いの賃貸人が所有する、大竹の田、現況畑2筆、847㎡、2番はシンガポール共和国にお住いの賃貸人が所有する大竹の田、現況畑1筆、515㎡、合計3筆、1,362㎡に、賃借権を設定して、「貸駐車場（普通車43台）用地」として転用したいという申請でございます。なお、事業区域は、農地のほかに宅地4筆、700.48㎡を含みますので、全体で2,062.48㎡でございます。総会資料28ページに案内図、29ページに公図の写しがございます。

3番、大竹にお住いの賃借人が、上福田にお住いの賃貸人の所有する、大竹の田、現況畑1筆、251㎡に、賃借権を設定して、「貸駐車場（普通車6台）拡張用地」として転用したいという申請でございます。総会資料30ページに案内図、31ページに公図の写しがございます。

以上で議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

○議長 続きます。①売買の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

（高木主査の挙手あり）

○議長 高木主査

○高木主査 5条①売買の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、資材置場用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、平成29年4月1日着手、

4月30日完了の予定です。計画面積の妥当性については、事業計画書、既存施設及び事業計画概要書を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地で、整地を行い周囲に土堰堤を設置し、事業区域内の自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 議案第3号、5条①売買の1番につきましては、申請地は、圏央道と主要地方道成田下総線が交差する地点の西側に位置する農地で、現状は、更地となっております。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

続きまして、②使用貸借権の設定の1番から3番は関連がございますので、一括して審議いたします。事務局より法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条②使用貸借権の設定の1番から3番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地です。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められます。農振計画についても、農政課から支障がない旨の確認を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。転用目的は、農地造成用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、平成29年4月24日着手、平成32年3月31日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについて、森林法等については、事前協議が終了し、近日中に本申請を行う予定です。土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例については、近日中に事前協議が終了する予定です。計画面積の妥当性については、

面積要件はありません。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、現場に合わせた土側溝や土堰堤を設置する計画です。なお、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、委員長より小委員会報告をお願いします。

(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 ②使用貸借権の設定の1番から3番につきましては、申請地は、市道伊能赤池線の西側に位置する農地で、現状は畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②使用貸借権の設定の1番から3番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の1番から3番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

1番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

続いて、②使用貸借権の設定の2番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、2番は可決されました。

続いて、②使用貸借権の設定の3番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、3番は可決されました。

続きまして、②使用貸借権の設定の4番について、事務局より法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条②使用貸借権の設定の4番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、太陽光発電施

設用地です。資力及び信用については、預金通帳の写しが添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、平成29年3月21日着手、4月15日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、経済産業省より設備認定済みとなっております。計画面積の妥当性について、面積要件はありません。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地で、整地のみを行い、事業区域内の自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 ②使用貸借権の設定の4番につきましては、申請地は、国道408号の西、豊住工業団地へ入る道の南側に位置する農地で、現況は畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②使用貸借権の設定の4番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の4番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、4番は可決されました。

続きまして、②使用貸借権の設定の5番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条②使用貸借権の設定の5番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、太陽光発電施設用地です。資力及び信用については、預金通帳の写しが添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、平成29年4月1日着手、8月31日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、経済産業省より設備認定済みとなっております。計画面積の妥当性について、面積要件はありません。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、

申請に係る農地はほぼ平坦な土地で、整地のみを行い、事業区域内の自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 ②使用貸借権の設定の5番につきましては、申請地は、久住第二小学校跡地の北東に位置する農地で、現況は竹林となっております。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②使用貸借権の設定の5番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の5番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、5番は可決されました。

続きまして、②使用貸借権の設定の6番について、事務局より法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条②使用貸借権の設定の6番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、さくらの山、臨時駐車場、普通車90台分の用地です。資力及び信用については、土地使用貸借契約書の写しが添付されております。また、昨年引き続き、成田市さくらの山において花見などの来場者で混雑が予想される3月から5月にかけて臨時駐車場を設ける計画であり信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの确实性については、平成29年3月15日着手、5月12日完了の予定です。計画面積の妥当性について、駐車場への転用は、普通車1台当たり25～30平方メートルという面積基準があります。有効面積の内1台当たりの面積は28.9㎡のため、面積基準以内で妥当な計画です。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地で、現状のまま簡易な線引きにより区分けのみを行い、事業区域内の自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在

する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 ②使用貸借権の設定の6番につきましては、申請地は、空の駅さくら館の南側、市道南三里塚駒井野線沿いにある農地で、現況は、更地のような状態でした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②使用貸借権の設定の6番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の6番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、6番は可決されました。

続きまして、②使用貸借権の設定の7番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条②使用貸借権の設定の7番です。農地の区分は、農用地域内にある農地以外の農地で、都市計画法に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地に該当します。転用目的は、専用住宅用地です。資力及び信用については、融資見込証明書及び貯金通帳の写しが添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、平成29年4月1日着手、7月31日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについて、道路法については、水道本管からの給水管接続に伴う許可申請を近日中に提出する予定です。計画面積の妥当性については、257㎡の敷地に、建築面積約106㎡の専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500㎡を下回っていることから妥当な計画面積となっております。周辺農地の営農への支障については、土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地で整地のみを行い、敷地境界にはブロックフェンスを設置し、事業区域内の自然浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 ②使用貸借権の設定の7番につきましては、申請地は、主要地方道横芝下総線と主要地方道成田下総線の交わる交差点の北東に位置する農地で、現況は畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②使用貸借権の設定の7番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の7番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、7番は可決されました。

続きまして、②使用貸借権の設定の8番について、事務局より法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条②使用貸借権の設定の8番です。農地の区分は、農用地区域内の農地です。農振農用地は、原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、一時的な利用でその必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること。事業計画に従って実施されることが確実であること。周辺農業等に及ぼす影響が、変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われまます。次に、転用許可基準による検討事項ですが、申請の用途に供することの確実性については、現在、申請の用途である土砂等の利用による農地造成用地として使用中です。行政庁の許認可等の見込みについては、林地開発許可及び埋立条例に基づく許可はともに、昨年度許可済みです。計画面積の妥当性については、計画面積の変更はなく、妥当な転用面積と思われまます。周辺の農地等に係る営農条件への支障については、事業は平成24年から許可を受けて行われているもので、転用による営農条件への支障は、特にないと思われまます。一時転用である場合の妥当性については、



転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 ②使用貸借権の設定の8番、許可後の計画変更承認につきましては、申請地は、市道伊能赤池線の西側の谷津の中にある農地で、現況は農地造成が行われておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②使用貸借権の設定の8番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の8番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、8番は可決されました。

次に、③貸借権の設定の1番と2番は関連がございますので、一括して審議いたします。事務局より法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条③貸借権の設定の1番と2番です。農地の区分は、農用地域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地のため、第3種農地に該当します。転用目的は、貸駐車場、普通車43台分の用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、平成29年3月21日着手、4月10日完了の予定です。申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、土地所有者から既に使用承諾を受けており、問題となる点は認められません。計画面積の妥当性について、駐車場への転用は、普通車1台当たり25～30平方メートルという面積基準があります。有効面積の内、1台当たりはおおむね面積基準内であると判断したため妥当な計画となっております。周辺農地の営農への支障については、土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地で、砂利を敷き整地を行い、事業区域内の自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 ③賃借権の設定の1番と2番につきましては、申請地は、下総松崎駅の北側に位置する農地で、現況は、更地となっております。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③賃借権の設定の1番と2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の1番と2番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

1番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の2番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、2番は可決されました。

続いて、③賃借権の設定の3番について、事務局より法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条③賃借権の設定の3番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地のため、第3種農地に該当します。転用目的は、貸駐車場、普通車6台分の拡張用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、平成29年3月21日着手、4月10日完了の予定です。計画面積の妥当性について、駐車場への転用は、普通車1台当たり25～30平方メートルという面積基準があります。有効面積の内、1台当たりはおおむね面積基準内であると判断したため妥当な計画となっております。周辺農地の営農への支障については、土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地で、砂利を敷き整地を行い、事業区域内の自然浸透とする計画です。また、

農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 ③賃借権の設定の3番につきましては、申請地は、下総松崎駅の北側に位置する農地で、現況は、更地となっております。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③賃借権の設定の3番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の3番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、3番は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第4号、平成28年度第12次農用地利用集積計画の決定については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、鳥羽委員は議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(鳥羽委員 退室)

○議長 それでは、議案第4号、平成28年度第12次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 13ページをお開き願います。議案第4号、平成28年度第12次農用地利用集積計画の決定について、でございます。成田市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、14ページのとおり、平成28年度第12次農用地利用集積計画(案)の協議がありましたので、提出いたします。計画の概略につきまして、15ページと16ページの総括表によりご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表(案)につきましては、17ページから30ページをご覧ください。

それでは、15ページでございます。1-1利用権設定でございます。すべて賃借権の設定でございます。まず、契約期間3年のものが、1万3,677㎡、田14筆6件

で、詳細は17ページの1番から18ページの6番でございます。契約期間4年のものが、2,776㎡、畑1筆1件で、詳細は18ページの7番でございます。契約期間5年のものが、3万3,253㎡、田19筆4件で、詳細は18ページの8番から19ページの11番でございます。契約期間6年のものが、3万7,146㎡、田16筆7件、畑4筆2件で、詳細は19ページの12番から21ページの20番でございます。契約期間10年のものが、5万8,714㎡、田35筆12件、畑1筆1件で、詳細は21ページの21番から24ページの33番でございます。

合計の契約面積は、14万5,566㎡、田84筆29件、12万6,354㎡、畑6筆4件、1万9,212㎡。内訳は、新規設定が、契約面積6万24㎡、田35筆13件、5万2,488㎡、畑2筆2件、7,536㎡。再設定が、契約面積8万5,542㎡、田49筆16件、7万3,866㎡、畑4筆2件、1万1,676㎡でございます。

16ページでございます。1-2利用権設定(転貸)でございます。農地利用集積円滑化団体である、公益財団法人成田市農業センター、及びかとり農業協同組合が、借り受けた農地を貸し付けするものでございます。すべて、賃借権の設定でございます。契約期間3年のものが、1万3,332㎡、田13筆5件で、詳細は25ページの1番から26ページの5番でございます。契約期間4年のものが、2,776㎡、畑1筆1件で、詳細は26ページの6番でございます。契約期間5年のものが、3万678㎡、田16筆3件で、詳細は26ページの7番から27ページの9番でございます。契約期間6年のものが、2万5,222㎡、田7筆3件、畑4筆2件で、詳細は27ページの10番から28ページの14番でございます。契約期間10年のものが、5万677㎡、田30筆9件で、詳細は28ページの15番から30ページの23番でございます。

合計の契約面積は、12万2,685㎡、田66筆20件、10万8,233㎡、畑5筆3件、1万4,452㎡。内訳は、新規設定が、契約面積4万6,385㎡、田27筆8件、4万3,609㎡、畑1筆1件、2,776㎡。再設定が、契約面積7万6,300㎡、田39筆12件、6万4,624㎡、畑4筆2件、1万1,676㎡でございます。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま。

以上で議案第4号、平成28年度第12次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願い致します。

(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 議案第4号につきましては、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、平成28年度第12次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。

本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。退室されていた委員の入室をお願いします。

(鳥羽委員 入室)

○議長 次に、議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 31ページをお開き願います。議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、でございます。2件の証明願がございました。この証明は、相続税、あるいは贈与税の納税猶予を受けている特例農地について、農業経営がなされているかを確認し、納税猶予を継続するために必要な証明書を交付するものです。

1番、並木町にお住いの相続人が、平成11年2月1日から相続税の特例を受けている農地について、引き続き農業経営を行っている旨の証明願があったものでございます。2月17日、第3小委員会で現地確認を行い、並木町の畑4筆、合計7,742㎡について、自ら所有し、自ら農地として使用していることが確認されましたので、証明書を交付してよろしいか、ご審議いただくものでございます。総会資料32ページに案内図がございます。

2番、八千代市にお住いの相続人が、平成14年3月1日から相続税の特例を受けている農地について、引き続き農業経営を行っている旨の証明願があったものでございます。1番と同様に、2月17日、第3小委員会で現地確認を行い、本三里塚の畑1筆、2,912㎡について、自ら所有し、自ら農地として使用していることが確認されましたので、証明書を交付してよろしいか、ご審議いただくものでございます。総会資料33ページに案内図がございます。

以上で議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

○議長 ただ今の説明に関連して、まず1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 議案第5号の1番につきましては、申請地は、国道51号から南側に入った、国道51号とJR成田線に挟まれた、申請人の自宅に隣接した農地で、現状は、主に芝草を作付しておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、1番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

続きまして、2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 議案第5号の2番につきましては、申請地は、三里塚小学校に近い、主要地方道成田松尾線から西側に入った、市道三里塚御料16号線に隣接した農地で、現状は、栗畑になっておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、2番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 32ページでございます。報告第1号、専決処分について、でございます。  
成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので報告いたします。

33ページと34ページでございます。①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。7件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

35ページをお開き願います。②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出でございます。1件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

36ページでございます。③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出でございます。3件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

37ページと38ページでございます。④転用事実確認証明でございます。4条で3件、5条で2件の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでしたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で、報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 報告第1号については、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 39ページから42ページでございます。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。11件の通知がございました。賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 報告第2号については、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、利用状況調査の結果について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 43ページと44ページでございます。報告第3号、利用状況調査の結果について、でございます。昨年7月から9月にかけて、委員の皆様に行っていただきました、農地法第30条第1項の規定に基づく、利用状況調査の結果について、ご報告いたします。

44ページ下段の合計欄をご覧ください。調査を行った農地は、全体で7万6,707筆、7,535万6,191㎡で、昨年より14万7,173㎡増加しました。

この内、適正に耕作・管理されている農地は、5万778筆、6,161万309㎡で、全体の約81.8%。昨年より38万7,300㎡増加しました。また、草刈等で解消可能な遊休農地は、6,277筆、403万4,066㎡で、全体の5.4%。昨年より18万2,374㎡減少しました。また、基盤整備を要する遊休農地は、7,925筆、493万1,872㎡で、全体の6.5%。昨年より3万2,479㎡減少しまし



た。また、農地以外に利用されている農地は、1万1,727筆、477万9,944㎡で、全体の6.3%。昨年より2万5,274㎡減少しました。また、農業振興地域内の遊休農地は、5,441筆、418万4,310㎡で、全体の5.6%でありました。

昨年と比較いたしますと、適正に管理耕作されている農地が約38万ヘクタール増加し、遊休農地は約21万ヘクタール減少いたしました。また、遊休農地率は、11.7%で、約0.3%減少しております。

以上で、報告第3号、利用状況調査の結果について、を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 報告第3号については、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○根本正康委員 調査面積が前年より増えた理由は何か。

○事務局 明確にお答えすることは難しいですが、表の現況地目の田と畑は、課税台帳上の田畑のもので、その他は、登記地目が田畑であるものの、課税地目が田畑でないものを示しています。調査の中では、おそらく課税台帳上、田畑になっていない土地であっても、農地であると判断できれば調査対象になったものと存じますので、そのあたりが原因ではないかと思われま。

○根本正康委員 遊休農地の割合が11.7%との説明があったが、この数字の分母と分子は何か。

○事務局 数字そのものは、現況地目が田と畑の合計面積で算出しました。分母は田と畑の調査面積の計、分子は、草刈等で解消可能な遊休農地と基盤整備を要する遊休農地の計で、この数字になります。

○議長 その他ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 45ページと46ページでございます。報告第4号、農地等の現況に関する照会について、でございます。①法務局の照会分として、千葉地方法務局香取支局より3件、成田出張所より2件、②千葉地方裁判所佐倉支部の照会分として1件、合計6件の農地等の現況に関する照会がございました。運営委員会及び小委員会の際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたので報告いたします。

以上で報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(若松小委員長の挙手あり)

○議長 若松小委員長

○小委員長 報告第4号については、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号を終了させていただきます。

○議長 以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第32回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時15分)